



Title	E U私法の展開 (1)
Author(s)	角田, 光隆
Citation	北大法学論集, 55(1), 338-292
Issue Date	2004-05-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15275
Type	bulletin (article)
File Information	55(1)_p338-292.pdf



[Instructions for use](#)

EU私法の展開（1）

角 田 光 隆

目 次

1. はじめに
2. 消費者共同体法 (以上、本号)
3. 欧州委員会から閣僚理事会と欧州議会に対するヨーロッパ契約法に関する検討文書
4. 討論文書－「消費者政策の戦略のための理念」と検討文書－「消費者政策戦略2002－2006」と消費者契約法
5. 検討文書－より統一的な欧州契約法に関する行動計画
6. ヨーロッパ共通の法原理
7. 今後の研究計画

1. はじめに

1. 1 欧州共同体に関連した民事法学の経緯

国家単位の法制度の比較法的考察が存在していたとはいえ、欧州共同体に関連した民事法学は1950年の欧州評議会における欧州人権条約の採択と欧州人権裁判所による家族法領域の判例の形成を契機として、1957年の欧州経済共同体条約の締結によって、構成国の間に共同市場を組織するための人・サービス・資本の流通に対するすべての障害を除去する

ことや企業間の自由な競争を実現することが目的とされたために、商法の領域において市場のアクセスと競争の自由、会社法または銀行の地位や活動内容について調和化を進めることが研究されたことから始まる。1989年の欧州社会権憲章の採択によって、労働者に自由移動と労働・社会立法の調和化に関する研究が生まれた。消費者政策が欧州共同体の政策に追加されてから、この領域が狭義の民法学の対象となった⁽¹⁾。

1. 2 消費者政策の経緯

欧州共同体の消費者政策は欧州経済共同体が設立された当時から認識されていた。1962年に欧州共同体委員会の内部に消費者問題のための連絡委員会が設けられたことからわかる。

1975年には、消費者政策に関する行動計画が発表された。消費者政策の横断的な側面が強調されるとともに、五つの基本権が確認された。これは健康と安全を求める権利、経済的な利益の保護を求める権利、損害賠償を求める権利、情報と教育を求める権利、消費者の代表を求める権利である。1970年代には、化粧品安全性、食品の表示、誤解させる広告、訪問販売の分野における共同体立法が制定された。

1981年には、1975年に採択された消費者保護と情報政策のための準備計画の強化が行われた。1985年に、各国によって異なる工業規格や基準、技術規則の統一に関する新しいアプローチが採用され、製造物責任に関する指令が採択された。1987年には、単一欧州議定書100 a 条に消費者概念が初めて導入された。

1993年に新しい消費者政策の三ヵ年行動計画が採択された。具体的には、玩具の安全性、一般的な製造物の安全性、越境支払い、不公正な契約条項、遠隔販売、タイムシェアリングに関して行われた。1993年に発効したマーストリヒト条約129 a 条では、消費者政策の法的枠組みが規定された。グリーン・ペーパーにおいて、金融サービス、司法に対する消費者のアクセス、食品法、消費財の売買と保証が取り上げられていた。法的イニシアティブの対象は、差止命令、遠隔地契約、比較広告、越境振替であった。この時期に、消費者政策の一環として環境問題に配慮した持続可能な消費、欧州市民消費者と企業との対話の促進、各地域

レベルにおける情報サービスが意識された。1996年以降は、経済のグローバル化、公共サービス、情報社会の出現、バイオテクノロジーの発展に対応する形で、1998年までの欧州共同体委員会の優先事項が決定された。たとえば、消費者信用、支払手段、食品、消費者の健康に関する措置を行うこと、持続可能な消費行動を促すことや情報社会へのアクセスを容易にすることを目的とした消費者教育を計画・実行することなどであった。1997年のルクセンブルグの欧州理事会では、安全な食品の生産と供給は欧州連合の政策の優先事項の一つであることが確認された。1999年に発効したアムステルダム条約153条において、消費者の健康・安全性・経済的利益を保護すること、情報と教育に対する消費者の権利を促進すること、消費者の利益を守るために組織することが規定された。この消費者保護の必要性は、その他の政策の策定と実行の際に考慮され、特に公衆衛生の分野では消費者保護の必要性が定められている。

1999年から2001年までの行動計画において、三つの主要分野が定められた。第一に、消費者の代表と教育、消費者団体間の対話、消費者と産業界との間の対話、適切な情報提供キャンペーン、助言センターの拡張、消費者教育に関する構成国との協力に関する分野である。第二は、科学的な助言と持続的なリスク分析に基づく消費者の健康と安全の保証に関する分野である。第三に、消費者の経済的な利益の保証の分野である。この分野は金融サービスも特に考慮し、共同体政策の別の部門でも考慮されている。

1. 3 共同体立法の私法分野

共同体立法の対象は、会社法、労働法、契約法および消費者保護法、宣伝・広告法、著作権法およびデータ保護法、産業財産権法などである。

契約法および消費者保護法に関する主要なものを挙げると、1985年の欠陥のある製造物に対する責任に関する指令、1985年の営業所以外で締結された契約における消費者保護に関する指令、1986年の独立的な商取引に関する構成国の法規定の調整に関する指令、1986年の消費者信用に関する指令、1990年のパッケージ旅行に関する指令、1991年の定期航空

運送における運送不履行に対する補償給付制度の共通規定に関する規則、1991年の保険仲介業者に関する勧告、1993年の消費者契約の濫用条項に関する指令、1994年の不動産のタイムシェアリングに関する利用権の取得についての契約側面における取得者の保護に関する指令、1994年の電子式データ交換の法的側面に関する指令、1995年の商取引の支払期限に関する勧告、1997年の越境振替送金に関する指令、1997年の投資者の補償制度に関する指令、1997年の遠隔販売における契約締結の場合の消費者保護に関する指令、1997年のユーロの導入に関連した規定に関する指令、1997年の電子式支払手段によって行われる取引に関する勧告、1997年の航空運送事業者の事故責任に関する規則、1998年の消費者の権利の争いに関する裁判外の調停に権限を持つ団体に適用される原則に関する勧告、1998年のユーロの導入に関する規則、1998年の消費者利益の保護のための不作為の訴えに関する指令、1999年の消費財の売買および保証に関する指令、2001年の一般的な製造物の安全性に関する指令、2002年の金融サービスの遠隔市場取引に関する指令がある。

1. 4 民間の活動、欧州委員会の文書、欧州議会の決議

ヨーロッパ契約法委員会とヨーロッパ民法法典研究グループの活動、2001年の欧州委員会から閣僚理事会と欧州議会に対するヨーロッパ契約法に関する検討文書、1989年、1994年、2001年の欧州議会における民・商事法の接近化に関する決議、欧州委員会が出した2001年の「消費者政策の戦略のための理念」と2002年の「消費者政策戦略2002－2006」、2003年の欧州委員会から閣僚理事会と欧州議会に対する「より統一的な欧州契約法に関する行動計画」、2003年の欧州契約法に関する行動計画のワークショップ、2003年の欧州契約法に関する行動計画の欧州議会と欧州理事会の決議などのような新たな動きがある。

2. 消費者共同体法

2. 1 消費者法領域の分類

消費者法の分野は消費者の健康・安全性・経済的利益などに関する多くの法分野に跨っている。これらの分野の消費者法はその時々消費者政策の結果として採択されてきたものである。当該消費者法は個々の共同体立法の積み重ねによって、今や膨大な量の多様な領域に広がっている。それ故、これらの領域を整理するためには、分類する必要がある。

たとえば、消費者政策一般、消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表、健康と安全性の保護、経済的利益の保護の観点から分類することができる。

個別的な事項として、司法および差止命令に対するアクセス、比較広告および誤解を生じさせる広告、消費者信用、消費者教育、契約法、危険な模造品、遠隔販売、電子商取引および情報社会、公正な契約条項、公正な商慣行、訪問販売、法執行、金融サービス、保証、ラベル、パッケージ旅行、価格表示、製造物責任、製造物とサービスの安全性、公共利益サービス、タイムシェアリング、ユーロなどを挙げることができる。

これらの事項を分野ごとに分ければ、消費者の安全性として、消費者の健康、製造物の安全性、物品とサービスの品質に、消費者の経済的・法的利益の保護として、電子商取引、契約、運送、金融サービス、法的補償と紛争の解決、消費者の代表に、消費者に対する情報提供として、情報提供システム、製造物のパッケージ、消費者の利益のための製造物のラベル、特別な表示、価格表示、広告、消費財の技術的な調和化・公衆衛生・食品・環境に関する補足情報に分けることができる。

学説においては、EC消費者法を序説、消費者の安全性、消費者契約、広告、取引慣行、金融サービス、旅行業、司法に対するアクセスという観点から論ずるものがある⁽²⁾。

2. 2 共同体立法の具体例

消費者政策一般、消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表、健康と安全性の保護、経済的利益の保護という概括的な分類における具体例はどんなものなのかを以下において示しておく。

まず、共同体立法の中で、消費者政策一般で取り上げられているものは、情報社会における消費者問題に関する決議、電子ネットワークとサー

ビス、裁判外紛争処理機関、消費者のための共同体の活動の一般的枠組み、肉類の輸入のための動物の健康条件と獣医による証明、スクラップの分類、電気通信分野の個人データの処理とプライバシーの保護、消費者保護政策の開始のための将来の優先事項、別の共通政策への消費者政策の統合、消費者利益の保護と促進のための政策の将来の方向付けなどである。

多くの事例は、次の消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表という項目などから知ることができる。

消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表において取り上げられているのは、農産物と食品の地理的表示と原産地の呼称、食品のラベル、住宅ローンを提供する貸主によって消費者に与えられる契約前の情報、タバコ製品の製造・宣伝・販売、第三国の農産物の情報提供と奨励、レモネードとソフトドリンクの呼称とラベル、消費者委員会の設立、遺伝子によって変更されたか遺伝子によって変更された生物から生産された添加物と調味料を含む食品と食品の成分のラベル、食品のラベル・宣伝・広告、牛肉のラベル制度のための申請手続きに関する詳細な規則、1999年から2001年までの共同体の消費者政策、遺伝子によって変更された特殊な生物から生産された特定の食品のラベルの強制的表示、伝染性海綿状脳症に関する諸国の疫学的状態の評価のための申請を援助するために必要な情報、農産物と食品に関する特殊な性格の証明、脂に関する規則案からラベルの特定の規定を削除すること、酒類の定義・説明・宣伝、特殊な食品のラベルの強制的表示、原産地の呼称・地理的表示・特殊な性格の証明に関する科学委員会の設立、欧州麻薬週間の宣言、スポーツのドーピングを禁止する行為規範に関する決議、消費財の利用から生ずる危険情報の迅速な交換のための共同体のシステムにドイツ統一の文脈で必要な適応を行うこと、食品の栄養のラベル、産業の最終利用者が負担するガス料金と電気料金の透明性を改善するための共同体の手続き、環境情報のアクセスの自由、消費者が規格化に参加することを改善すること、食品と非食品の価格表示における消費者の保護、初等学校と中等学校における消費者教育、消費者保護と情報社会、販売前に包装された液体の容量などである。

健康と安全性の保護において取り上げられてきたのは、欧州食品安全

庁の運営委員会のメンバー、特定の物質のリスク評価の結果、特定の物質のリスク評価とリスク削減戦略の結果、特定の生産物などに対する共同体のエコ・ラベルの付与に関する生態学的基準の確立、特定の食品添加物を含む菓子類（ゼリー）の市場供給と輸入の中止、飼料と食品におけるダイオキシン・フラン・PCBの存在の削減、食品法の一般的原理と要件・欧州食品庁の設立・食品安全に関する手続き、2002年における食品の公的コントロールに関する調整計画、クレオソートを染み込まれた木材の販売と利用の制限、栄養補助食品に関する法の接近化、共同体エコ・ラベルの作業計画の確立、事務所設備のための共同体のエネルギー効率化ラベル計画、特定の細菌に罹った養殖場の魚を抜き取る制度の改善、市民の保護の援助のための仲介における協力の強化を容易にする共同体のメカニズムの確立、ウガンダを原産地とする漁業製品の輸入を規律する特別な基準、玩具の安全性の基準の公表、有機錫化合物の販売と利用の制限、食品における特定の汚染物質の最大限レベルの設定、一般製造物の安全性、共同体のエコ・ラベル付与制度の改定、チェルノブイリ原子力発電所の事故後の第三国を原産地とする農業製品の輸入を規律する条件の適用から除外された生産物リストの設定、医薬品と公衆衛生、共同体のエコ・ラベル制度の審議会の手続き規則の設定、共同体のエコ・ラベルの使用条項を含む標準契約、共同体のエコ・ラベルの出願書と一年分の料金の設定、伝達手段による安全で効率的な情報提供とコミュニケーション・システム、チェルノブイリ原子力発電所の事故後の第三国を原産地とする農業製品の輸入を規律する条件の適用に関する詳細な規則、玩具の安全性に関する法の接近化の実施枠組み、クレオソートの市場供給と利用の制限、特定の物質を含む分極化しやすいポリ塩化ビニールでできた三歳以下の子供の口に入ることを意図した玩具と児童養護品の市場供給の禁止措置、1999年から2001年までの共同体消費者政策、リング付き缶の飲み物のラベルに関する追加規定、危険な製品の分類・包装・ラベルに関する法の接近化、技術消費財の使用説明書、食品における特定の汚染物質レベルの公的コントロールのためのサンプル方法と分析方法の設定、消費者の健康と食品安全の分野における科学委員会の設立、科学運営委員会の設立、家庭の器具と類似の電気器具の安全性に関する調和化文書を参照しないこと、欧州小火器合格証、食品問題

の科学検査における構成国の協力枠組み内の仕事の目録作成と配分、食品問題の科学検査における協力の行政上の運営、共同体のエコ・ラベルの決定通知のための標準摘要書、消費者のための製造物のラベルに関する将来行動、第三国からの輸入品の場合に製造物安全法に適合させるためのチェック、食品の汚染物質に関する共同体の手続きの制定、ホルモン作用などを持つ物質の残留物を発見するための方法の設定、市民が利用する爆発物の市場供給と監視に関する規定の調和化、エラストマーなどの物質から生じた特定の物質の放出、食品問題の科学的検査における構成国の委員会と協力の援助、消費者保護政策の発展のための将来の優先事項、国境における危険な製造物を確認するために必要な基幹施設の設立、第三国に輸出される乳幼児用フォーミュラと二世代用フォーミュラ、特定の危険な物質を含むバッテリーとアキュムレーター、原子力事故またはその他のあらゆる放射線緊急事態後の食品と飼料の輸出に関する特別な条件、原子力事故またはその他のあらゆる放射線緊急事態後の二級飼料における放射能汚染の最大限許容レベルの設定、洗浄剤のラベル、原子力事故またはその他のあらゆる放射線緊急事態後の食品と飼料の放射能汚染の最大限許容レベルの設定、消費者の安全性、現存するホテルにおける火災に対する安全性、サッカリンの食品成分としての使用と最終消費者に対する錠剤の成分としての販売、特定の危険な物質と製品の販売と利用の制限に関する法の接近化などである。

経済的利益の保護において取り上げられてきたのは、金融付帯協定、農業産品の有機農法による生産と農業産品および食品の有機農法による生産に関する表示に関する規則に基づく第三国からの輸入のための検査証明書に関する規定の実現のための詳細なルールの制定、消費者信用と債務、詐欺と非現金支払手段の偽造に対する戦い、域内市場における電子商取引のような情報社会のサービスの法律的側面、1999年から2001年までの共同体の消費者政策、消費財の売買と保証の特定の側面、農業産品の有機農法による生産と農業産品および食品の有機農法による生産に関する表示、消費者の利益を保護するための差止命令、消費者に提供される製造物の価格の表示における消費者保護、電子支払手段による取引と発行者と保有者の関係、遠隔契約に関する消費者の保護、消費者契約における不公正条項、遠隔契約に関する消費者保護のための慣例、農業

産品の有機農法による生産と農業産品および食品の有機農法による生産に関する表示に関する規則において規定された第三国からの輸入のための協定を実現するための詳細なルールの制定、定期航空運送における搭乗拒否に対する補償制度に関する共通ルールの制定、物品の輸送とガスおよび電気料金に関する統計、支払いシステムで、特にカード保有者とカード発行者との関係、消費者の救済、支払いシステムに関する行為規範、消費者信用の法の接近化、現存するホテルにおける標準的な情報提供、営業所から離れて交渉された契約に関する消費者の保護、瑕疵ある製造物に関する法の接近化、誤解を生じさせる広告と比較広告に関する法の接近化、事前に定められた分量で包装された食品と非家庭用食品の価格表示などである。

2. 3 共同体立法案の具体例

共同体立法案も、消費者政策一般、消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表、健康と安全性の保護、経済的利益の保護という概括的な分類における具体例を示しておく。この共同体立法案は、既存の共同体立法の修正・補充案と新たな社会経済的背景から制定される必要が出てきた分野の共同体立法や欧州委員会の意見・検討文書・勧告などを指す。

消費者政策一般、消費者に対する情報提供、消費者の教育・代表の分野で取り上げられているのは、Feta という名称、電気通信分野における個人データの処理とプライバシーの保護、インターネットにおけるプライバシーの保護、農業産品と食品に関する地理的表示と原産地の呼称の保護、域内市場における販売促進、食品の成分表示、環境情報に対する公衆のアクセス、遺伝子によって変更された生物の出所追跡可能性およびラベルと遺伝子によって変更された生物から生産された食品および飼料の出所追跡可能性、地理的表示と原産地の呼称の登録、食品のラベル・宣伝・広告、消費者紛争の裁判外紛争処理に責任のある機関に適用される原理、ジェネリックな農業産品と食品の名称の網羅的でない表示リストなどである。

健康と安全性の保護の分野において取り上げられてきたのは、人間の消費のための動物性食品に対する公的コントロールの組織化に関する特

別ルール of 制定、特定の危険な物質および製品の販売と利用の制限、遺伝子によって変更された生物の国境を越えた移動、食品法の一般原理と要件の設定・欧州食品機関の設立・食品安全問題の手続きの制定、玩具の安全性、特定の生産物に対する共同体のエコ・ラベルの付与に関する生態学的基準の制定などである。

経済的利益の保護の分野において取り上げられてきたのは、消費者金融サービスの遠隔販売、フライトの搭乗拒否と取消または長時間の遅延の場合における航空客の補償と援助に関する共通ルールの確立、定期航空運送における搭乗拒否の補償システムの共通ルールの確立などである。

2. 4 消費者のための活動の一般的枠組み

「はじめに」で述べたように、欧州共同体の消費者政策は欧州経済共同体が設立された当時から認識され、その後徐々に消費者政策が確立されてきた。その間に、前述したような領域で、共同体立法が数多く制定され、消費者保護が実現してきた。しかし、欧州共同体の消費者政策は発展途上であって、このことは共同体立法案の存在を見ても明らかである。

現在の消費者保護の状態を見るためには、2001年までの消費者政策を考察する必要がある。これは歴史的な積み重ねによって成立してきたが、直接的には1999年頃からの消費者政策を見ることによって、現時点の置かれた立場を理解することができる。

たとえば、1999年に欧州議会と理事会によって決定された消費者のための共同体の活動に関する一般的枠組み、1999年から2001年までの消費者政策の行動計画、1999年から2001年までの共同体の消費者政策に関する1999年の理事会の決議などが1999年頃からの消費者政策であって、1999年頃からの消費者のための活動の一般的枠組みとなっている。

2. 5 1999年に欧州議会と理事会によって決定された消費者のための共同体の活動に関する一般的枠組みの概要⁽³⁾

1999年の一般的枠組みは、高いレベルの消費者保護・共同体における

経済的・社会的結合の促進・消費者の信頼の強化を目的とし、たとえば、消費者の健康・安全・経済的利益の保護、情報と教育を受ける権利と消費者の利益を保護するために集団に参加する権利を促進することである。

具体的措置は、構成国の政策を補充するための措置、消費者団体の活動を援助する措置、消費者の利益を促進する対外的なイニシアティブを援助する措置である。

対象領域は、製造物とサービスに関する消費者の健康と安全、消費者の経済的・法的利益の保護、紛争解決のためのアクセスの確保、消費者の保護と権利についての消費者の教育と消費者に対する情報提供、消費者の利益を促進・代表することである。

これらの目的・具体的措置・対象領域は、共同体の他の政策において消費者の利益が考慮され、標準化プロセスにおける消費者の参加が確保されること、消費者保護に関する事項に対する調和的アプローチが不可欠であること、質の高い独立した科学的助言の供与と世界的に承認されているリスク評価方法や有効なコントロールおよび検査方法を確保するための必要な財政援助の供与、中東欧・キプロス・EFTA/EEA 諸国が1999年の一般的枠組みに参加することができること、この一般的枠組みによる活動は国際レベル消費者の利益の促進に役立つこと、共同体・構成国・地域それぞれのレベルにおける消費者団体を援助すること、過去に達成されたことの評価と一般的枠組みを実行するための計画を立てること、財政援助の供与の選択基準、評価・モニター方法と情報提供方法の確立、財政枠組みの確立を含意する。

消費者団体に対する援助には、消費者団体の条件と財政的援助限度額がある。財政援助を受けるためのプロジェクトの条件が定められている。このプロジェクトに関する手続きがあつて、評価・モニタリングが行われる。

2. 6 1999年に欧州議会と理事会によって決定された消費者のための共同体の活動に関する一般的枠組みの規定

第1章は、一般的目的とアプローチである。第1条によれば、この一般的枠組みは、消費者利益の促進と消費者に高いレベルの保護を提供す

ることに関する共同体レベルの枠組みである。一般的枠組みの対象となっている行動は、消費者の健康・安全性・経済的利益の保護、情報と教育に対する消費者の権利の促進、消費者の利益を保護するために団体に加入する消費者の権利に関するものである。一般的枠組みの期間は、1999年1月から2003年12月31日までである。この期間の一般的枠組みを実行する全額が法定され、一年分の歳出予算額が決定される。

第2条では、構成国の政策を援助・補充する活動が定められている。たとえば、委員会の行動、第5条の条件に基づいた欧州消費者団体の活動のための財政的援助を提供する行動、第6条の条件に基づいた特に消費者団体と適切な独立した公共団体による構成国における消費者利益を促進する特別なプロジェクトのための財政的援助を提供する行動である。

第3条は、委員会の政策調整と優先事項の決定を定めている。政策調整は、共同体の活動と一般的枠組みに基づくプロジェクトと共同体の他の計画やイニシアティブとの間の首尾一貫性と相互補完性を指している。優先事項は、1999年から2001年までの行動計画に準拠して、付属文書に挙げられている活動から定められる。

第4条においては、第2条の行動が関係する特別な領域が指摘されている。たとえば、製造物とサービスに関する消費者の健康と安全性、紛争解決に対するアクセスを含む製造物とサービスに関する消費者の経済的・法的利益の保護、教育と消費者の保護と権利に関する情報提供、消費者の利益の促進と代表である。

第2章は、協定の実行である。第5条においては、第2条（b）項の財政援助が与えられる欧州消費者団体が定められている。第2条（b）によれば、欧州消費者団体は政府組織でなく、利潤を追求しない組織で、その主要な目的が消費者の利益と健康を促進・保護すること、また、構成国の規則または慣行に準拠して、消費者を代表し、構成国または地域レベルで活動する共同体の構成国の少なくとも半分の構成国の組織によって欧州レベルで消費者の利益を代表することを委任されていること、が条件となっている。その財政援助は欧州消費者団体の活動の年次計画で計画されている活動に対して与えられるもので、この活動は第4条の領域の一つまたは複数に該当することが必要である。財政援助を与える条件は第7条、第8条、第10条で規定されている。財政援助は活動費用

の50%を超えない。運営費用は第6条(3)項に適合する限り考慮される。

第6条によれば、第2条(c)項の財政援助が与えられるのは自然人・法人・自然人の連合体であって、商工業から独立して行動し、プロジェクトの実行に責任を負っているものである。このプロジェクトの目的が消費者の利益と健康を促進・保護するものであることは言うまでもない。第2条(c)の財政援助はプロジェクトの説明書に基づいて与えられる。このプロジェクトは第4条の領域の一つまたは複数に該当することが必要である。未払いの仕事や現物の寄付が考慮されるのは、全費用の20%までである。財政援助を与える条件は第7条、第8条、第10条で規定されている。財政援助はプロジェクト実行費用の50%を超えない。運営費用は除外される。

第7条によれば、第2条(b)項と(c)項の財政援助が与えられるのは、特定の基準に基づいて選択された活動に対してである。特定の基準とは、費用・効果の十分なレベル、高く、統一的なレベルの消費者の利益の代表を確保する追加価値、構成国または欧州レベルの継続的な相乗効果、活動を計画・実行し、財政的に参加する様々な当事者間の効果的で、バランスのある協力、消費者と経営者の意識を向上させる経験の交換や彼らの成果の共同利用による継続的な国家を超えた協力の発展、援助された活動とプロジェクトの結果を可能な限り幅広く普及すること、含まれる状態を分析する能力や活動・プロジェクトの評価のための手段とこれらの活動とプロジェクトが最善の実践方法に適していることを評価するための手段を分析する能力、である。

第3章は、手続き、評価、モニタリングである。第8条によれば、第2条(b)項と(c)項の行動に関して、委員会があらゆる当事者と構成国に適当な方法で知らせることになる9月30日以前(可能な場合)の年月日で、委員会は毎年、資金を供給する領域で、申請および承認のための選択および付与基準と手続きを定める領域を記載した通知を「欧州共同体公式雑誌」に公表しなければならない。委員会が申込を評価した場合には、第1項の公表から5ヶ月以内に、財政的援助を受領することができる第2章の活動とプロジェクトを選択しなければならない。委員会の決定の結果として、当事者の権利と義務に関する実行に責任のある

受領者と契約を締結することになる。共同体の援助は、財政的援助をした年または次の年に実行される行動に関するものである。この枠組みで資金を受けた受領者と行動のリストは毎年、援助額の表示を伴って「欧州共同体公式雑誌」に公表されることになっている。

第9条は、委員会の役割と性格を規定している。第2条(b)項と(c)項の活動とプロジェクトを選択する基準を定め、これらの活動とプロジェクトを選択する場合に、委員会は、構成国の代表から構成されて、委員会の委員長が議長となる諮問委員会の援助を受ける。委員長は、諮問委員会に採られるべき措置に関する素案を付託する。諮問委員会は事態の緊急性に応じて委員長が定める期限内に、必要がある場合には決を採って、素案に関する意見を伝えなければならない。意見は議事録に記録される。各構成国は、議事録に記録された立場を持つことを要求する権利を持っている。委員会は諮問委員会が伝えた意見を最大限に考慮する。委員会は諮問委員会に諮問委員会の意見が考慮された方法を伝えなければならない。各年のはじめに、委員会は諮問委員会に第2条(a)項に基づいて資金供給された活動に関する情報を提供しなければならない。

第10条は、委員会のモニタリングと監視に関する規定である。委員会は共同体が資金援助した活動の効果的な実行に関するモニタリングと監視を保証しなければならない。このことは、委員会と受領者との間で合意された手続きを利用する報告書に基づいて行われる。それはサンプリングによるチェックを含む。受領者は委員会に行動が成就してから3ヶ月以内に各々の行動に関する報告書を提出する。委員会は報告書の形式と内容を決定する。財政援助の受領者は、行動に関する最後の支払いから5年間は費用に関するすべての証拠書類を保持していなければならない。

第11条によれば、共同体が資金援助した行動が規則的に評価されることを委員会は保証しなければならない。この評価は委員会およびまたはこの目的のために雇われた独立した専門家によって行われる。

第12条は、財政的援助の減額・中止・返還請求に関する規定である。委員会は規則違反を発見した場合、または、委員会の承認なしに、合意された実施協定の目的と矛盾するほど活動に重大な変更があったことを

知った場合には、委員会は、活動のために与えられた財政的援助を減額・中止・返還請求することができる。締め切り期限を守らなかった場合、または、活動の進捗状況が与えられた支出予算額の部分的な利用だけで済んでいる場合には、委員会は当該受領者に特定の期限内に説明を行うことを求めなければならない。受領者の返答が十分でない場合には、委員会は財政的援助の差額を取り消し、すでに支払われた金額が直ちに返還されることを要求できる。すべての不相当な支払いは委員会に返還されなければならない。適切な時期に返還されない金額は遅延利息が付いて増額する。委員会は本項の適用に関する協定を決定しなければならない。

第13条によれば、毎年、委員会は、欧州議会と理事会にこの一般的枠組みの実行に関する報告書を提出する。この報告書は、この枠組みによって行われた行動・活動・プロジェクトの評価結果、および、適切である場合には、他の予算的枠組みで行われた行動・活動・プロジェクトの評価結果を含む。2002年6月30日までに、委員会は欧州議会と理事会にこの一般的枠組みに基づく活動の実行の最初の3年に関する評価報告書を提出する。

第14条は、「欧州共同体公式雑誌」に1999年の決定が公表された日に施行されることを規定する。

2. 7 1999年に欧州議会と理事会によって決定された消費者のための 共同体の活動に関する一般的枠組みにおける付属文書

この付属文書には、財政的援助の対象となる活動のリストが掲載されている。このリストによれば、四つの分野がある。消費者の健康と安全性、消費者の経済的・法的利益の保護、教育と消費者に対する情報提供、消費者の利益の促進と代表である。これらの領域において、きめ細かい対策が挙げられている。

消費者の健康と安全性において採り上げられている対策は、科学委員会の意見書の立案と作成のために企てられた行動、食品・獣医・植物衛生部門におけるコントロールに関する鑑定と検査、予防的アプローチを採ることによって、製造物、特に食品に関するリスクを評価する技術的

鑑定、特に共同研究センターの鑑定を利用することによって、消費者保護行動に関する科学的・技術的要素を最大限利用すること、消費者に危険を生じさせる消費財とサービスに関する行動、危険な製造物および潜在的な危険に関する情報の普及である。

消費者の経済的・法的利益の保護において採り上げられている対策は、市場の監視に参加する団体間の協力を改善する行動、消費者の紛争解決の改善のためのメカニズムを含み、特にパイロット・プロジェクトとデータ・ベースの作成によって、製造物とサービスの供給における消費者の権利を尊重する行動、新しい技術の影響・金融サービスの発展・消費者に対するユーロの影響を考慮して、消費者取引における公平さを確保する行動、製造物のラベル・包装・広告・その他のタイプの販売において環境上の要請をモニターする行動、共通の裁判外の手続きの改善、司法へのアクセスを容易にすることを目的とした行動の発展と援助、電子商取引とオン・ライン契約に適用されるクロス・ボーダーな紛争解決システムを確立するためのパイロット・プロジェクトを含む情報社会における消費者のために特別な危険と潜在的な利益を評価する行動、未成年者の保護を含むデータ保護とプラバイシーの保護を促進する行動である。

教育と消費者に対する情報提供において採り上げられている対策は、権利と権利の実行の仕方を消費者に情報提供することを改善すること、製造物とサービスの安全性の側面について製造業者と消費者の意識を向上させること、持続可能な生産と消費のパターンに対する要求について消費者の意識を向上させること、特に比較試験によって特別な製造物とサービスの特徴について消費者に情報提供することを改善すること、特に学校で消費者の教育と訓練を発展させること、共同体におけるクロス・ボーダーな消費者に情報と助言を提供する欧州センターの発展と援助である。

消費者の利益の促進と代表において採り上げられている対策は、共同体および国際的レベルで消費者の利益を代表することを強化すること、特に構成国の資力が制限されている場合には、構成国の消費者団体を援助すること、欧州レベルで標準化作業に消費者が参加することを促進・調整すること、持続可能な消費モデル、特に環境に友好的なモデルを促

進するパイロット・プロジェクトである。

2. 8 1999年から2001年までの消費者政策の行動計画の概要⁽⁴⁾

1999年に欧州議会と理事会によって決定された消費者のための共同体の活動に関する一般的枠組みは、1999年から2001年までの消費者政策の行動計画と密接な関連がある。一般的枠組みの第3条において行動計画が明示的に採り上げられていることから、両者の関連性が存在することがわかる。

1999年から2001年までの消費者政策の行動計画は五つの章に分けて書かれている。第1章は、変化する世界における消費者政策である。欧州共同体の消費者政策を策定する際に、消費者政策に関する世界情勢が考慮されている。第2章は、消費者政策の行動計画である。第3章以下は、特に行動計画で強調されている論点である。第3章は、欧州連合全体における消費者の発言力の強化である。これはより効果的な消費者の連合、消費者と産業界の間の効果的な対話、消費者と委員会との間のより良い接触、消費者のためのより良い情報提供と教育から成っている。第4章は、欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性である。これは科学に基づいた政策遂行、より安全な製造物、より安全なサービス、より良い法律遵守・モニタリング・緊急事態に対する対応から成っている。第5章は、欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重である。これは消費者のための金融サービスと単一通貨、より最新の情報を採り入れた調整枠組み、より良い法律遵守とモニタリング、欧州連合の他の政策における消費者の経済的利益のより良い統合から成っている。

2. 9 1999年から2001年までの消費者政策の行動計画の第2章

1999年から2001年までの消費者政策の行動計画の第1章は論ぜず、第2章から内容を解説する。第2章は当該時期の消費者政策の行動計画の方針を述べている。

すなわち、マーストリヒト条約を受け継いだ消費者保護に関する阿姆斯特ダム条約153条は、行動の優先事項や詳細な実現方法を定めてい

ない。しかし、153条には三つの任務が存在する。たとえば、欧州連合全体における消費者の発言力の強化、欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性、欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重である。これらの三つの任務を実現するために、委員会が1999年から2001年までの3年間のために提案するのが、第3章以下で述べていることである。すでに進行中の相互補完的な行動は付属文書1にある。付属文書2は1999年の決定に関連する財政明細書である。委員会と構成国の協力の一般的枠組みが必要である。

2. 10 行動計画の第3章—欧州連合全体における消費者の発言力の強化

第3章はより効果的な消費者の連合、消費者と産業界との間の効果的な対話、欧州連合の消費者をより良く援助する欧州窓口、消費者のためのより良い情報提供と教育について言及している。要点は以下の通りである。

消費者に多くの情報を理解することを援助し、政策決定における消費者の発言力を強化するためには、消費者団体の役割が大きい。効果的に消費者を代表するためには、消費者団体に対する財政援助が不可欠である。欧州連合のレベルの消費者団体は委員会から財政援助を受けるが、しかし提供された金銭の価値の改善が必要である。財政援助は消費者団体相互の協力や消費者団体と委員会との間の協力と結びついている。また、財政援助は消費者団体の専門家の雇用にも割り当てられる。委員会は、構成国レベルの消費者団体のプロジェクトに資金援助する。財政援助は集団的な法的行動の能力の強化も意味する。委員会は消費者団体間の対話を促進する。消費者団体を媒介とした制度的な消費者諮問委員会は欧州連合の政策決定において消費者の発言力の強化のために必要である。既存の部門別諮問委員会の調整などが必要である。規格設定プロセスにおける消費者代表の役割が強化されるべきである。専門家のネットワークも構築する。

委員会は消費者と産業界との間の相互理解を促進するための部門ごとの対話を育成するために、財政援助する。

委員会と消費者を結びつけている欧州窓口をすべての構成国で設立する。欧州窓口は純粋にクロス・ボーダーな問題に関する地域の消費者のための情報源だけでなく、すべての消費者問題に関するすべての消費者のための情報と教育の提供者となるようにする。欧州窓口と委員会との間のネットワークを築くために、インターネットの利用の改善と調整を行う。

1999年は、1998年の情報提供キャンペーンの新しいアプローチに沿いながら、1998年の食品安全キャンペーンの第二段階を進展させる。消費者団体間のインターネットの調整と改善が必要である。委員会は学校教育における消費者教育の良い実践の交換を促進する。

2. 11 行動計画の第4章—欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性

第4章は科学に基づいた政策遂行、より安全な製造物、より安全なサービス、より良い法律遵守・モニタリング・緊急事態に対する対応から成っている。これらの内容は次の通りである。

独立した科学的なリスク評価に基づいた政策立案・遂行に対する首尾一貫した客観的なアプローチが重要である。それ故、食品や製造物との関係で消費者の健康と安全性に対する危険を首尾一貫した方法で管理することを確保する行動、現存する科学委員会の仕事を効率さの改善のために統合すること、が必要となる。総合的なリスク分析プロセスの機能の改善が検討されなければならない。競合する利益の分析と競合する利益に与えられる重さに対するより体系的なアプローチがリスク管理の決定にとって必要である。科学委員会の仕事のやり方や構成国の相当する機関との協力の仕方の研究、科学委員会の手続きと方法などに関する調和的なガイドラインの作成、科学委員会の委任協議の拡大、健康・消費者保護機関の専門家の利用が検討課題である。リスク分析の多くの側面に関する国際レベルの合意が必要である。Codex Alimentarius において設定された基準を最新の状態に保つこと、公衆衛生および植物衛生条約を遵守すること、国際機関の決定の透明性を確保することに努める。大西洋経済パートナーシップにおいてアメリカと消費者の健康と安全性に

関する対話を強化する。第3国との獣医平等条約の交渉を開始する。消費者の保護措置を新しいロメ条約に含めることを援助する。欧州連合加盟申請国に健康と安全性に関する欧州共同体法の採択と執行を準備させる。食品法の一般原理に関するグリーン・ペーパーの方針を完成させる。この主要分野であるラベル・衛生・検査に十分な改革・検討を行う。

1999年の委員会報告書は、一般的な製造物の安全性に関する指令の実現を含む。指令と特別な製造物に関する部門別の立法との関係、市場監視の再検討、緊急事態の手続きとこの実施基準の再考、危険な製造物の第三国への輸出に適用される制度の問題を改善する必要がある。欧州規格設定団体に新しい製造物基準を設定・改革することを委任する。

サービスに対する新しいアプローチに関する1994年の検討文書を完成させる措置を講ずる。サービスの安全性とサービス提供者の責任に関するイニシアティブを提案する。

食品・獣医局の目的を達成するために、検査を優先させるリスク評価に基づく制度の実施、食品生産連鎖組織全体のコントロールの確立、監査技術を使ったコントロール・サービスの実施に関するチェックを高めることを行う。検査報告書に含まれている答申を完成させるために、規則を遵守することや消費者の健康と安全に対する保護手段を改善するための具体的な措置を講ずる。共同体立法の効果的な実施を確保するための違反手続きを遂行する。これは第3国からの輸入制限や食品・獣医局の完成義務の場合である。迅速警報制度の機能の改善を行う。

2. 12 行動計画の第5章—欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重

第5章は消費者のための金融サービスと単一通貨、より最新の情報を採り入れた規律枠組み、より良い法律遵守とモニタリング、消費者の経済的利益を他の欧州連合の政策により良く統合すること、から構成されている。要点は以下の通りである。

委員会は消費者信用法を改善する。債務超過を克服する様々なアプローチを検討する。保険仲介業者の規律枠組みを改革する。情報に関する合意と透明性を促進するために、金融サービス業者と消費者との間の

対話を発展させる。電子支払手段による取引に関する勧告を実現する。クロス・ボーダーな小売り上の支払いにとってユーロの導入は重要である。消費者の利益を電子マネーで促進する手段が必要である。

現行法の綿密な検討を行う。これは不公平な契約条項の指令の適用、遠隔販売の指令の実現、消費者の苦情を処理する効果的な手段の確立、クロス・ボーダーの比較広告における苦情、差止命令の指令の適用に関する分野で、これらの分野の報告書に基づいて行われる。現行法の欠陥を補充する提案を行う。公正な取引に関する一般的な立法枠組みの可能性も検討する。

共同体立法者の意思を損なわないために効果的な法律遵守が必要であるので、法律遵守は優先事項となる。共同体立法を構成国法に置き換えることをモニターし、改善を行う。法律遵守に役割を果たすために、構成国・委員会・消費者団体における行政上の協力を容易にし、奨励することや構成国機関による法律遵守の調整を奨励することが必要である。国際マーケティング監視ネットワークの欧州連合メンバーの間で情報交換と協力を改善する。データ・ベースと事務局を持った危険な製造物に関する迅速交換システムに類似したシステムや最も良い実践の交換の研究とセミナーを設立する。価格の比較を行えるようにする。司法へのアクセスを改善する。消費者の権利実現費用の回復のための措置を検討する。集団訴訟の可能性を容易にする措置を考慮する。欧州連合の消費者法集成を公表する。構成国法の利用可能性を拡大させる。

公共利益サービスにおいて、自由化と消費者の選択にとって必要な措置（入手可能性・サービスの性質・情報の透明性）との間の適切なバランスが必要である。消費者のための措置として、紛争解決を含む規制問題・情報の透明性・消費者参加に取り組む必要がある。電気通信・郵便サービス・エネルギー・水・運送・放送の分野において消費者利益を考慮する具体的な行動が必要である。電気通信分野では、1999年の規律枠組みを再検討する。電気通信・メディア・情報技術分野の間の収斂の規制の結果を分析する。郵便サービス分野では、2000年に郵便サービス指令の適用について報告・追加提案を行う。運送分野では、航空機の乗客の権利の強化のための契約条件と乗客の安全性を検討する。消費者利益を情報社会の政策に導入する場合に、消費者の代表と提案のための協議

に関するメカニズムを考慮する。現行消費者法を情報社会の文脈で再検討し、追加提案を行う。インターネットを使う消費者のための措置に取り組む。消費者利益を農業政策の改革のアジェンダ2000に採り入れる。競争政策において消費者利益を重視する。環境・開発政策と消費者政策の結び付き方を検討する。

2. 13 1999年の消費者のための共同体活動の一般的枠組みと1999年から2001年までの消費者政策の行動計画

1999年の消費者のための共同体活動の一般的枠組みと1999年から2001年までの消費者政策の行動計画が消費者政策の中心となった。この行動計画に対しては、理事会の決議と欧州議会・地域委員会・経済社会委員会の意見が出された。

1999年から一般的枠組みと行動計画が実施されることになった。この実施状況を取り纏めたのが、1999年の消費者のための共同体活動の一般的枠組みと1999年から2001年までの消費者政策の行動計画に関する委員会の報告である⁽⁵⁾。これは最初の2年間の中間報告で、実施状況を概観したものである。第1章は序文、第2章は変化する世界における消費者政策である。実施状況の概観は第3章から始まっている。第3章は行動計画の実施の進捗状況である。これは三つの観点から報告されている。たとえば、欧州連合全体における消費者の発言力の強化、欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性、欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重である。第4章は現行の行動計画から学んだ教訓で、最後の第5章は結論である。第4章と第5章において述べられたことは、現行の行動計画の残存期間の消費者政策と2002年から2006年までの消費者政策戦略に生かされている。

1999年の消費者のための共同体活動の一般的枠組みと1999年から2001年までの消費者政策の行動計画に関する委員会の報告には、付属文書が二つある。プロジェクトと1999年と2000年の支出状況が記載されている。

1999年から消費者政策によって、組織改革と消費者政策を欧州連合の他の政策に導入することが増えた。組織改革は2000年の食品安全白書によって加速した。1999年から2001年までの消費者政策の行動計画は部分

的に食品安全白書に基づく政策に取って代わった。

2. 14 報告書の第3章第1節—欧州連合全体における消費者の発言力の強化

「欧州連合全体における消費者の発言力の強化」の中における「消費者の連合の効果を改善すること」という行動領域では、消費者団体の援助の方法として、財政援助の提供と国際会議の計画・実行を援助するという二つのことが採り上げられた。

財政援助の提供に関しては、消費者のための共同体活動に関する一般的枠組みを確立する1999年の決定における条件に従って行われた。その際に、限定された資金を数少ないプロジェクトに集中させ、共同の利益を与えるプロジェクトに消費者団体が参加することを促した。その結果、プロジェクトの申込が減少した。ただし、この結果は消費者団体がプロジェクト費用の最低限50%を支出することにも因っていた。

援助額は付属文書2に詳しい。援助額の決定に当たっては、構成国の代表からなる消費者のための共同体活動に対する諮問委員会の援助を受けた。

1999年の財政援助は、四つの消費者団体の運営費用に関する。2000年の財政援助は、五つの消費者団体の運営費用に関する。2001年には税制援助の検討を行い、2つの消費者団体に対する援助を打ち切った。財政援助の外部評価が行われた。

国際会議の計画・実行を援助することに関して、欧州共同体レベルでは、2000年の消費者団体年次総会が開催された。消費者委員会を設立する2000年の委員会決定があり、消費者委員会の再組織が行われた。対外的には、大西洋消費者対話を援助した。オーストラリアや日本とも接触している。

「Euroguichets を通して欧州連合の消費者により良く奉仕すること」と題する行動領域では、消費者センターとしての Euroguichets の使命を再定義した。現在9構成国に11センターがあるが、少なくとも1構成国に1センターを置くことが目標である。

「消費者と産業界との間の有効な対話」という行動領域では、住宅ロー

ンに関する契約前の情報提供に関する規約を論議するために動産担保貸付に関する対話が行われた。この規約は2000年に合意に達し、2001年に署名された。同年に委員会はこの規約を是認する勧告を出した。電子商取引における営業規約とトラストマーク制度について消費者団体と産業界が話し合っ、一組の原則を確立する作業が進んだ。

「情報提供キャンペーンに対する新しいアプローチ」に関する行動領域において、食品安全に関するより良い情報を求められているので、情報提供キャンペーンでは食品表示・追跡可能性・遺伝子によって修正された生物が特に対象となった。食品安全教育キャンペーンも開始した。キャンペーンの目的は、特定の範囲の消費者を食品安全の一般原理と単純な実務において教育すること、食品安全に関するアドバイスを提供することによって消費者団体が果たすことができる役割を促進すること、利害関係者（消費者団体・構成国機関・専門機関）の間で食品安全に関する継続的な対話を開始すること、食品安全におけるメディアの関心を刺激すること、というように策定された。消費者の権利に関する情報も提供された。

「消費者教育に関する構成国との緊密な協力」に関する行動計画において、構成国間における経験と良い実践を交換することに優先順位が与えられた。2000年に構成国の消費者教育専門家のワーキング・グループの会合が開催された。欧州連合内の南北地域それぞれのネットワークの間の協力が促進された。学校の授業科目に消費者教育を導入する三つのパイロット・プロジェクトから得られた情報と経験が普及した。欧州消費者学校の設立と若者のための金融事情の訓練を提供するための財政援助が行われた。若い消費者コンテストの援助が行われた。

2. 15 報告書の第3章第2節—欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性

「欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性」の分野における「科学に基づく政策決定」という行動領域では、質の高い科学的助言のために、1997年に優秀さ・独立性・透明性の観点からの組織改革が行われた。科学運営委員会のほかに、八つの科学委員会ができた。この

内の五つの科学委員会は食品安全に関する委員会、残りの三つの科学委員会は化粧品と非食品に関する委員会、医薬品と医療機器に関する委員会、有毒性・生態系に対する有毒性・環境に関する委員会である。その後、科学委員会の作業方法の再検討が行われ、1999年に報告書が作成された。2000年には、前述した各委員会の権限の改革が行われた。この権限は、欧州食品機関の権限との調整がなされる。

「より安全な製造物とサービス」と題する行動領域では、2000年に一般的な製造物の安全性に関する指令の改革が提案された。同年に、軟性のポリ塩化ビニールでできた玩具または児童養護品を市場に出すことを禁止する措置に関する決定が採択された。サービスの安全性の分野におけるイニシアティブの必要性が検討されている。民間航空機の乗務員の安全性の条件と専門能力の証明に関する指令の修正提案が出された。ホテル火災に対する勧告の適用の評価を行った。その他、これらに付随する行動として、一般的な製造物の安全性に関する指令の実施に関する研究、迅速警報システムの改善、適切な標準化機関に新しく改善された安全基準を発展させることを要請することが挙げられる。

2. 16 報告書の第3章第3節—欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重

「欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重」の中の「金融サービスにおける消費者に友好的な域内市場の発展」という行動領域において、1997年に金融サービスに関する検討文書が採択された。1998年には、消費者金融サービスの遠隔販売に関する指令案が出された。これに伴って、構成国における事前情報の条件の目録の編集が2000年に完成した。1986年の消費者信用指令が1990年と1998年に修正された。1997年には、電子支払手段に関する勧告が出された。これは銀行預金口座へのアクセスと電子マネーに関するものである。この1997年の勧告を実現するための研究が開始され、2001年に報告書として完成する予定である。電子マネーを扱う団体の営業の開始・遂行・慎重な監督に関する指令が2000年に採択された。金融サービス行動計画において、統合的な消費者市場の確立が必要とされ、保険仲介業者の規律が優先事項とされた。2000年に、保

険取次ぎに関する指令案が採択された。委員会は加重債務に関する2つの研究を開始した。一方は統計データを集めることで、他方は構成国の加重債務に関する立法を再検討することである。これに伴って、消費者信用指令が修正される予定である。2001年には、クロス・ボーダーな紛争に対して、裁判外紛争処理ネットワークが構築された。

「消費者にとっての単一通貨」と題する行動領域では、新通貨のユーロに慣れるための措置として、情報提供と訓練のための道具の発展を促すこと、身体障害者の要求を満たす消費者団体と非政府組織からの訓練者の集まりに資金援助が行われた。二重の価格表示と地方の監視機関・銀行料金・消費者に対する情報提供に対する産業界の反応に関するモニターが行われた。消費者の反応に関するモニターも行われる予定である。

「最新の情報を採り入れた規律枠組みの維持」という行動領域において、現行法の効果のモニターと新しい立法に対する配慮の必要性がある。特別な分野においては、外部の専門家による研究に依拠した。委員会の広い目的は、立法枠組みを簡略化することである。たとえば、誤解を生じさせる広告と訪問販売に関する指令の場合が挙げられる。

「現行法のより良い実施とモニター」という行動領域では、法の実施とモニターの過程の改善が行われた。共同体立法を構成国法に置き換える以前は、構成国との非公式の対話が行われた。たとえば、1999年に行われた単位価格、遠隔販売、比較広告、差止命令の分野がある。計画中なのは、消費財の売買と保証に関する指令についてのものである。非公式の対話は、共同体立法を構成国法に置き換えた以後も行われた。たとえば、不正条項指令の適用と遠隔販売・比較広告に関する消費者の苦情についての報告書の作成が挙げられる。国際市場監視ネットワークの欧州加盟国間の非公式な協力と情報交換の条件の改善を奨励した。当該ネットワークの会議が1999年、2000年、2001年に開催された。しかし、非公式な協力には限界があるので、正式な制度が必要とされている。正式な制度の対象となるのは、体系的に諸問題を確認し、取り組むためのモニターの発展、共同体に消費者政策の実施権を与えること、委員会が構成国の消費者政策をモニターするアムステルダム条約の役割を実行するために必要な枠組みを提供すること、非立法手段による協力の綱領を提供すること、加盟候補国の行政当局が加盟の促進のために実施メカニ

ズムを改善することができる枠組みを提供すること、である。消費者保護の将来に関するグリーン・ペーパーを作成し、特に委員会と構成国間の枠組みを進展させる。

「公共利益サービス」と題する行動領域では、1996年と2000年に、公共利益サービスに関する検討文書が出された。2000年の検討文書の主要な目的は、入手可能な価格で質の高いサービスに対するアクセスを提供することである。消費者理事会は2000年に域内市場における公共利益サービスに関する宣言を採択した。さらに、2000年には、公衆のサービスとユーザーの権利に関する指令案を含む電子コミュニケーション・ネットワークとサービスに関する法律案、郵便指令修正案、欧州連合における航空機乗客の権利の保護に関する検討文書が出された。公共利益サービスに関する世論調査も行われた。

「消費者の経済的利益を欧州連合の他の政策により良く統合すること」という行動領域において、消費者の利益を配慮する方針を示している分野は、域内市場（電子商取引と金融サービスを含む）、情報社会政策（電気通信を含む）、競争政策、運送政策（航空運送を含む）、視聴覚政策、ユーロの導入、エネルギー政策、農業政策、漁業政策、欧州調査領域である。消費者の利益を配慮する場合に、よりしっかりした体系的な基礎が必要となっている。

2. 17 報告書の第4章—現行の行動計画から学んだ教訓

第3章の欧州連合全体における消費者の発言力の強化、欧州連合の消費者のための高いレベルの健康と安全性、欧州連合の消費者の経済的利益の完全な尊重、という三つの観点からの行動計画の実施状況に関する報告から得られた教訓は、行動計画を実施する際の柔軟性という有益さ、欧州連合の消費者政策により戦略的なアプローチを採用する必要性、当該欧州共同体の全ての政策に消費者という次元を効果的に統合する重要性、である。これらの教訓を個別的に言及する。

まず、行動計画の実施における柔軟性について、行動計画は事情の変化に対応できる動的なプロセスの基礎と考えられるべきだとする。現行の行動計画の調整分野は、食品安全を最も重要な問題として扱う必要性

と電子商取引の迅速な発展に関するものである。

より戦略的なアプローチについては、現行の行動計画には十分に構成された基礎的な戦略がないので統一性を欠いているという批判に答えて、統一的な消費者政策の基礎となる体系的・戦略的アプローチの必要性が唱えられている。このアプローチの必要な分野は特に、データ・ベースの発展と影響評価技術の導入の分野である。データ・ベースの発展の一步として「事実と数字におけるヨーロッパの消費者」という出版物は特筆に値する。消費者戦略の統一性と行動の有効性の影響評価は計画の実行の前後で行われる。影響評価技術が効果を発揮する分野は、確認された目的を達成するためにどんな政策と行動が最も適当かを決定する場合と期待された影響が実務で達成されたかを実証する場合である。評価が実際に行われた具体例として、2000年の持続的な消費に関するパイロット・プロジェクト、2000年の情報科学に基づく仮想の消費者世界に関するプロジェクト、2001年の食品の安全性のキャンペーンがある。欧州消費者団体に供与された財政援助の評価は進行中で、2001年に提出される。また、現行の行動計画の外部評価も必要とされている。

効果的な統合では、消費者保護はすべての政策の不可欠な部分となることが必要であるので、効果的な統合が必要であることが提言されている。効果的な統合のためには、体系的な調整機構が必要であって、消費者政策に関するサービス相互間の永続的なグループを設立する。この組織は優先領域を確認し、より先を見越して行動するアプローチを容易にするのである。

補完的な行動として、消費者の意見を反映したより良い政策統合を達成するために、再構成された消費者委員会が重要であると考えられている。消費者委員会が有効に機能するために、欧州委員会は政策インシアティブの構想段階から消費者問題の情報提供を消費者委員会に行う。消費者団体による伝統的なチャンネルの補完として、相互作用（対話）による統治を改善するためにインターネットを利用する。この目的を追求するための二つの行動が提案されている。たとえば、媒介手段を通じた自発的なフィードバックの収集と確認された問題に関する協議である。このための情報のフィードバックを提供する機関（Signpost Service と Euroguichets）が存在する。

将来の政策発展に関連するその他の考慮事項について、現行法が実務において効果的であることを確保することが必要であると認識されている。それ故、共同体立法が構成国法に置き換えられ、構成国機関によって効率的・体系的な仕方では実施されることが重要である。さらに、構成国機関の協力による集団的な消費者の権利の保障が必要である。消費者の個人的権利の保障メカニズムが重要であり、特に司法へのアクセスの保障が必要である。

加盟国拡大に伴う候補国において、欧州連合の消費者保護の措置が引き継がれている。

2. 18 報告書の第5章—結論

報告書の最後に簡単ではあるが、結論がある。この中で次の行動計画の方針が指摘されている。たとえば、消費者政策と行動に関する将来の提案は堅固な基礎の上に築かれ、統一的で戦略的な枠組みから生まれ、幅広い透明な協議プロセスから受益し、モニターと影響評価の厳格なシステムに服することである。

2. 19 討論文書—「消費者政策の戦略のための理念」⁽⁶⁾

直前の行動計画は、1999年から2001年までの3年間の行動計画であった。したがって、2001年以降の消費者政策の行動計画を立てる必要がある。そのために、前述した報告書が作成された経緯がある。1999年から2001年までの行動計画は三つの柱に沿って消費者政策を展開し、成果を得た。しかし、今後の課題も残されていた。これが報告書の第4章の教訓の個所で指摘されていた。討論文書における次のステップは報告書の第5章の結論で述べられた次の行動計画の方針に基づいている。

新しい戦略を基礎づける重要な要素は、消費者にとって本当の域内市場を創造すること、経済的・技術的变化に対応すること、消費者利益をあらゆる域内市場の政策に統合すること、欧州連合の拡大に備えること、欧州連合と市民との間の統治、である。

これらの重要な要素が考慮された中期目標は三つある。すなわち、欧

州連合における調和的な高いレベルの消費者保護、消費者保護ルールの効果的な実施、消費者団体を欧州連合の政策に適切にかかわらせること、である。これらの三つの目標は、それぞれ個別の目標を含んでいる。

まず、欧州連合における調和的な高いレベルの消費者保護の場合における個別の目標は、消費財とサービスの安全性を確保すること、産業界と消費者との間の商取引慣行に関する規律をより調和化すること、消費者のために司法へのアクセスを確保する措置を採ること、消費者契約を規律する私法の一般的枠組みを立てること、消費者利益に特別な考慮と体系的な考慮を行うメカニズム、運送・エネルギー・金融サービス・国際取引のような領域の消費者政策に関する協力の強化、である。

消費者保護ルールの効果的な実施の場合における個別の目標は、消費者と市場に関する情報とデータ、構成国間の行政的な協力、消費者に対する情報提供と教育、紛争解決の援助、消費者団体の援助、である。

消費者団体を欧州連合の政策に適切にかかわらせる場合における個別の目標は、欧州連合レベルで消費者団体の参加のためのメカニズムを検討すること、消費者団体に対する援助の提供と消費者団体の能力の構築、である。

この「消費者政策の戦略のための理念」という討論文書は期限付きで公の意見を聴取した。その結果、消費者団体と産業界から多くの意見が寄せられた。この意見を参考にしながら策定されたのが、2002年から2006年までの消費者政策戦略である。

2. 20 検討文書一「消費者政策戦略2002—2006」⁽⁷⁾

2. 20. 1 序説

新しい消費者政策戦略は三つの目的を持っている。すなわち、高い共通のレベルの消費者保護、消費者保護ルールの効果的な実施、消費者団体を欧州連合の政策に関係させること、である。これらの目的の趣旨は、消費者の関心事を欧州連合の他のあらゆる政策に統合することを達成すること、消費者のために単一市場の利益を最大限に活用すること、欧州連合の拡大を準備すること、である。これらの三つの目的から出てくる

行動計画として考えられているのは、高い共通のレベルの消費者保護については、欧州連合の消費者保護に関するグリーン・ペーパーが取り組んでいる商取引の慣行問題を引き続き追及することやサービスの安全性に関するイニシアティブである。消費者保護ルールの効果的な実施については、構成国間の行政協力枠組みや消費者のための補償メカニズムの発展である。消費者団体を欧州連合の政策に関係させることについては、欧州連合の政策決定に消費者団体を参加させるメカニズムの検討や教育と能力形成プロジェクトの設立である。

消費者政策の対象は、市場における消費者に関連する安全性・経済問題・法的問題、消費者に対する情報提供と教育、消費者団体の促進、他の利害関係人と共に消費者団体が消費者政策の発展に寄与すること、に関する。しかし、食品安全の問題は別に扱われる。この問題は2000年の食品安全白書で対策が講じられている。

2. 20. 2 新しい消費者政策戦略の原理

消費者政策の水準について、消費者政策は重要な健康と安全性に関する必要条件を提供すること、経済的利益の保護は高いレベルの保護を確保するようにすること、欧州連合全体の市民の期待に応ずること、が挙げられている。多くの場合は市場行動についての措置に関する。

消費者政策の理解のためや政策決定のために消費者に権限を与えることが考えられている。これは消費者自らの利益を促進する能力に関するものである。消費者が欧州連合全体で国境を越えて買い物をすることに自信を持つことを確保する統一的な共通の環境を設定することが目的とされた。

消費者の関心事をすべての政策分野に体系的に統合することが行われてきた。さらにこの統合を推進する。消費者政策の遂行は欧州連合と構成国機関の共同責任で行われる。

消費者政策戦略は消費者に対する影響によって評価される。そのために三つの方法が必要であると考えられている。消費者政策戦略の原理をあらかじめ明確に定めること、当該戦略の進捗状況を定期的にモニターすること、個別的な行動を明確に評価すること、である。

政策決定者と消費者にとって情報が不可欠である。そのために、市民との対話・出版物・ウェブサイトを通じて情報提供が行われる。この情報の内容は、一般的な量的なデータ（消費、生活条件、その他の社会・経済的側面）、消費者の活動と結びついたデータ、消費者の経済的利益（価格）、である。量的なデータは質的なデータによって補充される。消費者の苦情のモニターとこの処理はより良い情報にとって重要なものである。それ故、消費者と市場に関する情報とデータについてのデータ・ベースが必要となる。そのために、「ヨーロッパにおける消費者—事実と数字」という名の出版物の継続、消費者物価の調査、欧州指標、公共利益サービスに関するフォーカス・グループの調査、国境を越えた消費者問題・消費者情報・代表に関する欧州指標調査、消費者の満足に関する指標の発展、対話的な政策決定イニシアティブの利用、科学調査の利用、が採り上げられている。

消費者政策戦略を基礎づける重要な要素として、ユーロ、社会・経済・技術的な変化、域内市場の完全な利益を得ること、ガバナンス改革の実施、欧州連合の拡大の準備が考えられている。

ユーロの導入は国境を越えた取引に対する心理的な障害を除去し、価格の比較を可能とした。社会・経済・技術的な変化については、インターネットの浸透率が増加したこと、これに伴って電子商取引が増大したこと、サービス分野が成長したこと、が挙げられる。域内市場の完全な利益を得ることについて、欧州全体における異なった構成国の規制などによる価格差の存続、構成国間における異なった消費者保護ルールが自国における消費者の選択肢を制限していること、消費者保護の点から見てクロス・ボーダー取引における消費者の信頼が欠けていることから、域内市場のルールと慣行がクロス・ボーダー取引において消費者の信頼を確保すべきであることが導き出されてくる。したがって、より簡明な共通するルール、類似のレベルの法の実施、よりアクセスできる消費者情報と教育、より効果的な救済メカニズムが必要となってくる。また、クロス・ボーダー取引の現実的な可能性が地方の市場における競争に対してドミノ効果的影響を与えるとする。ガバナンス改革の実施については、市民のための具体的利益を作り出すことや消費者を政策の発展と実現にかかわらせることが重要である。それ故、良い統治の五つの原則（開放

性、参加、説明義務、有効性、統一性)は消費者政策に当てはまるとする。欧州連合の拡大の準備について、欧州拡大に伴って、新しい規律・実施構造と消費者保護に対する新しい態度が必要である。

新しい消費者政策戦略は2002年から2006年までで、三つの中期目標を持ち、短期の段階的な計画に含まれる行動計画によって実施されることになっている。

2. 20. 3 新しい消費者政策戦略の政策目的

三つの中期目標は、高い共通のレベルの消費者保護、消費者保護ルールの効果的な実施、消費者団体を欧州連合の政策にかかわらせること、である。

高い共通のレベルの消費者保護の達成のために重要な政策は、欧州連合全体における共通の消費者保護ルールと慣行を確立することである。消費者保護ルールの効果的な実施については、法の適切な実施とより統一的な適用が必要であり、公共機関は相互に協力すべきであるとする。消費者団体を欧州連合の政策にかかわらせることは、内容とプロセスに関するものである。これらの中期目標は相互に結びついており、独立したものではない。

優先的な行動は越境的な問題に関するものである。消費者の関心事を他の政策に統合することや欧州連合の拡大の準備は優先事項となる。

2. 20. 3. 1 欧州連合全体における高い共通のレベルの消費者保護

この目的は、財とサービスの安全性や消費者に信頼を与える経済的利益の状況を調和させること、商取引の慣行と消費者契約上の権利に関する共通の単純かつ明瞭な EU ルールと安全性の条件を設定すること、現行の EU ルールの間のギャップを埋めること、規制の別の形態を十分に利用することによって企業と消費者の責任を強化することを意味する。この目的の実施のためには、欧州連合の他の政策が体系的に・特別に消費者利益に取り組むことが必要とされている。また、消費者にとって重要で、高いレベルの保護を確保する規定はあらゆる欧州連合政策の策定

において完全に考慮される。消費者政策に関しては、政策の全範囲と影響を受けるグループに対する影響評価が行われる。

消費財の安全性について、高くして継続的な保護が必要である。サービスの安全性については、運送以外の領域も共同体の行動が不可欠である。それ故、一般的な製造物の安全性に関する改定指令の実施、特に安全基準の発展が必要である。サービス分野では、サービスの安全性に関する適当なイニシアティブ、特別な安全性問題に取り組むことが必要である。化学薬品に関する新法を準備する。

商取引慣行について、現行のEU消費者保護指令の検討・改革すること、当該現行法を最新の状態にすること、当該現行法を最小限度の調和から完全な調和的措置へと適合させること、が必要である。2002年に消費者保護のグリーン・ペーパーの継続的な検討文書を提出する。

タイムシェア指令とバック旅行指令は完全な調和を達成するために改革する必要がある。価格表示に関する指令も検討する。

欧州契約法の検討文書を継続的に検討する。その際に、規制の措置と非規制の措置を提案する。非規制の措置の場合には、調査活動を統合・調整することを提案する。この過程で、現存する矛盾の除去・ギャップの補充・単純化のために、現行消費者契約法を再検討する。これには、クーリング・オフを規定している指令のクーリング・オフ期間を調和化するための再検討を含む。

金融サービスについて、クロス・ボーダーな金融サービスの供与を容易にすること、消費者の適切な保護を確保すること、クロス・ボーダー取引における消費者の信頼を増大させること、が必要となっている。そのため、消費者信用指令の改革、域内市場における支払いのための包括的な法的枠組みの提案、証券の分野における市場の濫用と目論見書に関する指令案、投資サービス指令の改正、上場会社の透明性義務に関する提案、を行う。

電子商取引に関して、トラストマークの条件とこの条件の実施をモニターする構造に関する合意に基づいて、電子商取引における消費者の信頼に関する勧告の採択と当該合意の実施をモニターする仕事を行う。意識の向上・技術的援助・規制・国際的調整を含む電子商取引の安全性を改善する措置を行う。

公共利益サービスの対象は、運送・エネルギー・電気通信・郵便である。この分野では、公共利益サービスに対する公衆のアクセスの保障と公共利益サービスの高い品質および入手可能性が重要である。サービスの品質表示が欠如しているので、公共利益サービスの水平的評価を導く方法を定める検討文書を出す。運送の分野では、航空運送に関する消費者の保護措置を他の運送に広げること、特に鉄道・海上運送・都市運送サービスに広げることが提案されている。エネルギー分野では、電気・ガス市場の競争化が必要である。さらに、電気の場合の公共サービスに対する権利を含む消費者の基本的権利、最低限度の契約条件、価格と料金表に関する情報の透明性、無防備な顧客を保護する措置、費用の少ない透明な苦情処理と紛争解決メカニズムの利用可能性が必要である。域内の電気・ガス市場のルールの実施のモニター、特に消費者の影響に関するものを続ける。将来のための幅広いエネルギーの選択肢の研究を行う。

世界貿易機関や二者協定などにおける消費者利益の促進と保護を行う。このために、消費者団体と協議する。国際標準化における消費者の参加を促進する。

2. 20. 3. 2 消費者保護ルールの効果的な実施

構成国の間における法の実施協力について、構成国の間の消費者保護に関する法の実施協力のための法的枠組みが提案されている。構成国の実施機関の代表からなる委員会を設立することを含んでいる。一般的な製造物の安全性に関する改定指令には、すでに実施協力が導入されている。現存する非公式の協力は存続する。

「国際マーケティング監視ネットワークヨーロッパ (IMSN-Europe)」という団体の構成員の間の永続的・体系的な情報交換を確保するために、情報交換のための現在のウェブサイトを発展させ、法の実施関連の情報を登録するデータ・ベースを発展させる。

不公正契約条項 (CLAB) のデータ・ベースを完成・改善する。このデータ・ベースには、判決・行政機関の決定・自発的合意・裁判外の解決・仲裁裁定が含まれる。

財とサービスの安全性に関する情報とデータについて、迅速警報システムと製造物に関連した傷害に関するデータの収集・交換のための計画を進展させる。迅速警報システムの実施は、一般的な製造物の安全性に関する改訂指令の実施の一部として行われる。サービスの安全性と特定のサービス部門の事故に関するデータと情報の収集・評価・交換のための制度の発展は、サービスの安全性に関するイニシアティブの一部として行われる。傷害防止計画に基づく製造物に関連した傷害に関するデータの収集・評価のための現行制度は、新しい健康計画の一部として継続し、適切な特別なイニシアティブによって強化される。加盟候補国における適切な行政構造と法の実施権の確立に援助する。加盟候補国は一般的な製造物の安全性に関する改訂指令の実施にかかわり、強化された迅速警報システムに参加する。

救済について、欧州裁判外ネットワーク（EEJ-Net）を構成国とともに発展させる。この制度は、1998年と2001年の委員会の勧告による諸原理の適用を奨励することによって代替的紛争解決手段のための最低限度の保障を行う。金融サービスに関するクロス・ボーダーな苦情を処理する裁判外のネットワーク（FIN-NET）を発展・改善させる。欧州全体の代替的紛争解決手段、特にオン・ライン制度を進展させる。代替的紛争解決手段に関するグリーン・ペーパーを採択した。オン・ライン紛争解決に関する検討文書を提案する。

欧州消費者センター（Euroguichets）について、欧州消費者センター・ネットワーク（ECC-network）をEU構成国と加盟候補国において築き上げる。現在の構成国と加盟候補国に各一つの欧州消費者センターができることが望ましい。委員会が消費者のニーズを確認するのを助けるために、欧州消費者センターは委員会のイニシアティブである「相互作用（対話）による政策決定」に参加する。

民事事件の司法協力について、アムステルダム条約によって導入されて、タンペレ欧州理事会によって発展させられた民事上の協力規定を効果的に実現する。この分野の措置の採択と実施の進捗状況をモニターするための「スコアボード」を一定間隔で最新の状態にする。民事・商事事件における裁判管轄と判決の承認と執行に関するEU規則は、消費者関連の規定を持つ。契約上および契約外の債務に適用される新しい準則

が設定される。つまり、国際私法に関する共同体のルールを確立する際に、消費者の利益を考慮する意図を持っているのである。

消費者団体に対する援助について、消費者団体が持っている差止命令の利用と市場監視を媒介とした法の実施に対する役割を考慮して、2003年に一般的な製造物の安全性に関する改訂指令との関連で、市場監視に関する消費者団体のための特別な訓練コースを作る。構成国との間で調整的なイニシアティブも開始することに努める。

2. 20. 3. 3 消費者団体を欧州連合の政策に適切にかかわらせること

この目的を達成するために、消費者団体を欧州連合の政策決定・遂行に参加させるメカニズムを再検討する。まず、そのために、審議過程に参加する条件を立てる必要がある。これに関連して、委員会の審議過程の運営のための最低限度の必要条件を設定する検討文書が委員会に提出される。審議機関とワーキング・グループに消費者が参加することは消費者の利益を全ての政策に反映させるために重要であるが、審議機関とワーキング・グループの増大に伴って消費者の代表が一般的な統合・調整方法を欠いている。それ故、多様な諮問機関の活動に関する透明性を拡大させ、消費者団体が政策領域を横断的に代表しているのかどうかを検討する。

公共政策を達成するために標準を利用する場合に、標準化過程の透明性と利害関係者の効果的な参加が必要である。そのために、標準設定機関の作業に消費者をより良く参加せしめることを検討する。標準化作業はEUレベルと構成国レベルがあるので、委員会と構成国はEUレベルの作業を調整し、消費者の代表が構成国レベルで参加することに協力する。さらに、その他のEU機関の政策決定における消費者の参加を改善するため方法を検討する。

消費者に対する情報提供と教育について、委員会のウェブサイト・「消費者の声」ニューズレター・情報提供キャンペーン・欧州消費者センターネットワーク（Euroguichets）などの多様な情報提供手段を進展させてきた。さらに、消費者の対する情報提供政策を改善する。若者に対

する「たばこの防止」に関する情報提供キャンペーンを行う。EUレベルにおける教育に関する措置の対象は、国境を越えた取引に関する特別な問題、消費者の権利、構成国の間の経験と良い実践の交換である。オンラインの相互作用（対話）による教育手段を発展させる。これは、金融サービスのような国境を越えた取引や域内市場における消費者の権利に関する消費者団体のスタッフの訓練に役立つ。このために、構成国と消費者団体が発展させてきた最善の実践を利用する。

消費者団体の援助と能力の形成について、消費者問題専門家の訓練計画を行う。これは欧州連合の消費者政策の形成にとっての効果的な関与を意味する。それはまた、消費者団体の援助を提供する現行の措置と結び付いている。2002年に消費者のための共同体活動に関する新しい一般的な枠組みを設定する提案を行う。加盟候補国もこれらの活動に参加する。

2. 21 検討文書―「消費者戦略2002―2006」に関する動向

2. 21. 1 欧州連合レベル

検討文書―「消費者戦略2002―2006」に関して、2002年12月2日に欧州理事会が決議を採択した⁽⁸⁾。2003年2月26日には欧州経済社会委員会が意見を提出した⁽⁹⁾。2003年9月15日には「消費者戦略2002―2006」の実施計画の検討文書が出された⁽¹⁰⁾。

欧州理事会の決議は、欧州委員会、欧州委員会と構成国、構成国に分けて要望を出した。欧州委員会に対する要望は、他の政策においても高いレベルの消費者保護を優先すること、公共利益サービスにおいて消費者の利益を保護すること、一般製造物安全指令に基づくガイダンスと適切な基準を発展させること、サービスの安全性と取り組むための選択肢の分析を行うこと、化学製品の分野のような安全に関する部分的な共同体法を発展させること、消費者保護のグリーンペーパーとの関連で可能な措置を採ること、消費者共同体法の検討とその実現の報告、金融サービスのための域内市場を完成させる提案を出すこと、e-Europe 2005との関連で安全性・良い実践・安全性に対するリスクの意識を促進するた

めの措置を採ること、e-Europe 2005 との関連で域内市場における電子支払いを含めた越境取引における消費者の信頼を高める措置を採ること、欧州契約法検討文書のフォローアップの仕事の結果を提出すること、二国間および多国間の国際取引における消費者利益を促進すること、である。

欧州委員会と構成国に対する要望は、構成国における法執行システムを検討し、法執行機関と欧州委員会との間の法執行の協力を強化する可能性を検討すること、これとの関連で構成国間における消費者保護に関する協力を強化する提案を出すこと、司法上の救済他に代替的紛争解決手段を発展させること、共通のアプローチを発展させる可能性と消費者統計およびその他のデータの目的を明らかにすること、消費者共同体法の提案は消費者戦略の目的と一致していること、消費者団体の独立行動・産業界とのバランスのある対話・共同体政策立案への参加を可能とする援助をすること、消費者団体と産業界との間の対話を促進し、自己規律と共同規律の作成の仕事に参加すること、欧州・構成国レベルにおける標準化作業の中で消費者利益を代表すること、立法と政策との関連で消費者団体と協議すること、である。

構成国に対する要望は、消費者政策戦略の目的が構成国の政策で考慮されることである。

これらの要望から欧州共同体で特に必要とされている消費者戦略の具体像と重点を予想することができる。

欧州経済社会委員会は「消費者戦略2002-2006」について多数の賛成を得て、意見書を公表した。この意見書は一般論を述べた上で、個別的にユーロ、安全性、商慣行、消費者契約、金融サービス、電子商取引、公共利益サービス、世界貿易機関、法執行、消費者団体との協議、消費者に対する情報提供と教育に分けて論じていた。これらの中で安全性、商慣行、消費者契約、金融サービス、電子商取引、公共利益サービス、法執行について言及する。

安全性に関して、欧州委員会の個別的な実施計画に賛意を示した。家庭内の事故とレジャーにおける事故が多いので、製造物責任に優先事項が与えられるべきあるとする。それ故、欧州家庭・レジャー事故監視制度の拡大を求めている。また、消費者の安全性に関する公衆の意識を高

めるための措置を求め、標準の開発とサービスの安全性に関する行動計画に賛成している。

商慣行について、消費者保護のグリーンペーパーで示されている法典のような一般法のアプローチに賛成している。過度の詳しい規律には反対し、共同規律のような実的な代替策を求めている。最大限度の消費者保護の調和化を進めるべきであって、枠組み指令の方法によるとする。消費者政策を体系的にEU法にすることに価値を見出し、責任のある理事会の説明と消費者政策の効果の表示を要求している。消費者との協議や消費者を委員会等に任命する手続きと消費者を援助する資金供給方法に関する手続きの明瞭化を求めている。遠隔売買・タイムシェアリング・パッケージ旅行・価格と保証の表示を含めた指令の検討と修正を要求した。

消費者契約については、現行法の改善と共通のクーリングオフ期間に賛成している。

金融サービスに関して、新しい法的枠組みが考えられている。この内容は、間違った売買の場合におけるクレジット発行者による特別な消費者保護、オンラインのクレジット・銀行カードの安全性の確保（個人識別番号、電子署名）、オンラインによる子供たちの少額銀行口座の設置などである。

電子商取引の分野では、子供たちによるインターネット利用の保護、オンラインによる代替的紛争解決手段が取り上げられた。

公共利益サービスについて、消費者の代表、低所得者層や加盟予定国の必要、公共利益サービスの広範囲な性格から生ずる統一、特に輸送手段の統一が重要で、フライトの取消と予約過剰の場合の補償や能力障害者の配慮などが強調された。

法執行の分野では、規則と指令の効果的な実施と執行機関の間の協力に関する公約の遵守を欧州委員会に求め、法執行のあり方を分類した。たとえば、データ収集と評価のシステム、情報の迅速交換システム、単一の行政組織に属する権限のある機関からの職員を有する構成国の執行システム、個人消費者のための司法への迅速なアクセス（EEJ-NET, ADR）というように分類して、推奨した。

結論として、「消費者戦略2002-2006」に関する欧州委員会の検討文

書を支持した。特に最大限の調和化と最高レベルの消費者保護に賛成した。電子商取引指令の早期実現、強力な法執行と執行機関の協力、教育を含めた他の政策への消費者政策の反映を強調したのである。

「消費者戦略2002-2006」の実施計画の検討文書から、消費者戦略の実施状況と評価を見ることにする。当該検討文書は消費者戦略の三つの目的ごとに分類され、当該目的のもとで個別項目ごとに整理されている。

最初の目的である「高い共通のレベルの消費者保護」では、消費財とサービスの安全性、消費者の経済利益に関する立法、消費者契約を規律する法、金融サービス、電子商取引、公共利益サービス、競争、環境、国際貿易に分かれている。

消費財とサービスの安全性の分野では、サービスの安全性に関する検討文書が公表され、サービスの安全性に関する欧州委員会の提案が出されている状態である。製造物の安全性に関する新しい一般製造物安全性指令と製造物の安全性に関する共同体法との間の調整を行うガイドライン、危険な製造物の製造業者と流通業者による通知のガイドライン、製造物の安全性に関する基準のレファランスを公表し、新しい標準化命令を開始する決定は進行中である。しかし、製造物の安全性基準の評価を行う決定はすでに行われた。個別的に化粧品に関する指令の改正案が完成した。玩具に関する指令の改正と電気製品の安全性を規律する低電圧指令の改正が進行中である。ホテルの安全性に関する改正勧告の提案も進行中である。

消費者の経済的利益に関する法律分野では、消費者保護に関するグリーンペーパーのフォローアップ文書、域内市場に対する消費者と企業の行動に関する詳しい調査、不公正な商慣行に関する指令案が完成した。個別的に、消費者保護法の検討のための戦略を定める文書、タイムシェアリング指令の修正、パッケージ旅行指令の修正、価格表示指令に関するレポート、差止命令指令に関するレポート、遠隔売買指令に関するレポート、消費財の売買と保証に関する指令のレポートが進行中である。差止命令指令の修正案が公表された。

消費者契約を規律する法分野において、欧州契約法に関する検討文書のフォローアップとして「より統一的な欧州契約法」に関する検討文書が公表された。「より統一的な欧州契約法」に関する行動計画のフォロー

アップが進行中で、共通の枠組みを作成する場合の優先事項が決定される予定である。現行の消費者契約法の再検討はまだ行われていない。これは共通の枠組みを考慮して行われる予定である。

金融サービスの分野では、消費者信用指令の改正案が提案され、審議されている。金融サービス行動計画とロードマップで示された措置が実現の途上にある。非現金支払手段に関する小売支払と詐欺防止行動計画と、域内市場における支払いの包括的な法的枠組みに関する検討文書と法律案が進行中である。

電子商取引の分野については、電子商取引における消費者信頼に関する勧告と、電子商取引の安全性を改善する措置が進行中である。

公共利益サービスの分野で一般的な事項としてすでに行われたのは、公共利益サービスに関するグリーンペーパーの公表と、同一レベルでの評価を行う方法論に関する文書の公表である。その他、政策・評価・モニターに対する消費者代表者の関与と消費者の満足のモニターが進行中である。

公共利益サービスの中の運送の分野では、航空機乗客の権利を保護する措置を他の運送形態に拡大する法律案、航空運送契約に関する条件についての規則案、航空運送における可動性の限界を伴う乗客の権利に関する規則案、航空サービスの質に関するレポートの発行、国際鉄道乗客の権利憲章の促進などが進行中である。

公共利益サービスのエネルギーの分野では、水・電気・ガスに関連する措置が進行中である。郵便サービスの分野では付加価値税に関する修正指令案が公表された。郵便サービス分野の域内市場ルールの実現のモニターが進行中である。電気通信分野では、電気通信市場ルールの実現のモニターが進行中である。

競争の分野では、合併の効率性と機能に関する研究、消費者に競争政策とその影響を情報提供する行動等が進行中である。

環境の分野において、環境と健康に関する検討文書の作成、統合的な製造物政策に関するホワイトペーパーの作成、揮発性有機化合物の放出の制限に関する指令案の公表、燃料の節約とCO₂の放出に関する情報提供に関する勧告の採択が行われた。EU エコラベル、化学製品に関する提案、持続可能な消費に関するイニシアティブが進行中である。

国際貿易の分野においても、消費者利益を促進する措置が採られつつある。

二つ目の目標は、「消費者保護ルールの効果的な実施」である。この分野は構成国の間の法執行の協力、製造物およびサービスの安全性に関する法執行、救済手段、消費者団体への援助に分かれている。

構成国の間の法執行の協力の分野では、行政上の協力の法的基礎に関する法律案の公表、国際マーケティングのためのウェブサイトとデータベースの制度の確立があった。その他に、不正契約約款のデータベースを最新の状態にすることが進行中である。

製造物およびサービスの安全性に関する法執行の分野において、製造物に関連する傷害のデータの収集・評価制度、一般製造物安全性指令の迅速警告システムの効果的な機能に関するガイドラインの作成、一般製造物安全性指令に基づく製造物安全性ネットワークの形成、加盟候補国の法執行の強化が行われつつある。

救済制度の分野では、代替の紛争解決手段、欧州消費者センター、域内市場における効果的問題解決ネットワークが作られつつある。民事事件の司法協力として、最低限の共通ルールを定めた司法へのアクセスの改善に関する指令が採択された。支払いに関する統一的な手続きを創造する措置と少額請求の越境訴訟を簡素化・迅速化する措置に関するグリーンペーパーが公表され、当該規則案等が作成されつつある。また、調停を促進する指令案と契約上の債務に適用される法についての制度改革案が計画されている。消費者団体のための訓練コースが開催される予定である。

三つ目の目標は、「EUの政策に消費者団体を適切にかかわらせること」である。この分野では、政策形成に消費者団体を参加させる仕組み、消費者に対する情報提供と教育、消費者団体の援助と能力形成がテーマとなっている。

その他に、消費者政策の質を改善する行動計画が存在する。これは影響評価と知識に基づく政策の発展が考えられている。

2. 21. 2 構成国レベル

構成国等における「消費者戦略2002-2006」の実施状況が報告書という形で公表されている。報告書提出国はオーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イギリス、チェコ共和国、サイプラス、ラトビア、リトアニア、スロベニアである。

これらの国々の報告書のすべての内容を論ずることができないので、イギリス、フランス、ドイツに限定して紹介することにする。

イギリスにおいて⁽¹¹⁾、「高い共通のレベルの消費者保護」という目標の中で、消費者に対する授権と保護として、消費者ダイレクト、良い自動車修理場計画、安全なインターネット・ショッピング運動2002-3、イギリス消費者信用法、国民借金関連電話、消費者教育計画、消費者に対する物品の売買と供給に関する法、家庭安全ネットワークが存在する。消費者の利益は他の政策に日常的に含められている。

「消費者保護ルールの効果的な実施」という目標の中で、事業法2002、現代化基金が存在する。

「EU政策に消費者団体を適切にかかわらせること」という目標において、消費者委員会、加盟予定国のためのセミナー、利害関係者との会合が行われている。

消費者政策の質を改善する行動計画では、影響評価として、事業法2002が関係する。知識に基づく政策として、消費者政策のベンチマーク：イギリス政府比較研究が挙げられる。

フランスにおいて⁽¹²⁾、一つ目の目標である「高い共通のレベルの消費者保護」の分野では、消費財とサービスの安全性について、電力によって動く移動式の道具によって磨り潰しまたは挽くための回転式研磨用具、消費者によって制御される温度で食品を保存すること、燃料の消費と二酸化炭素の放出、エネルギーの消費（エアコンディショナー、電気オーブン）、織物におけるアゾ染料に関するものが存在する。消費者の経済利益の保護について、宝石と真珠の取引、製造物とサービスの遠隔売買、電話サービスに関するものが存在する。金融サービスについて、銀行・顧客関係、信用と債務超過の防止、銀行・金融商品の訪問販売、債務超過の対処、景品付きの売買に関するものが存在する。

二つ目の「消費者保護ルールの効果的な実施」の分野では、競争・消費・詐欺撲滅のための総局による国家・地域調査、産業生産物の安全性、消費者の調査研究が行われた。

三つ目の「EU 政策における消費者団体の係わり合い」においては、国家消費者理事会の活動と勧告がある。

ドイツにおいては⁽¹³⁾、「高い共通のレベルの消費者保護」の分野で、まず一般的な行動計画が策定された。これは消費者保護に関する行動計画で、2003年に採択された。

個別的に、消費財とサービスの安全性に関して、設備と製造物の安全性に関する法律がEU 指令の置き換えとして成立した。消費者の経済利益に関するものとして、不公正な競争を撲滅する法律と付加価値の電話サービス番号の濫用を撲滅する法律が成立した。電気通信法の修正が行われつつあり、金融サービスの行動計画に関する指令の置き換え作業と金融サービスの遠隔売買の置き換えが金融サービス部門として行われる予定である。子供や若者向けの広告に対する批判的評価のためのキャンペーンが行われている。

環境に関して、EU のエコ管理と監査制度に団体を参加させることがEU 指令の置き換えとして成立した。消費者利益を他の政策に反映させる政策も行われている。

「消費者保護ルールの効果的な実施」の分野では、製造物とサービスの安全性の法執行に関して、化学物質と製造物および設備におけるEU 指令の置き換えが行われた。代替的紛争解決手段について、オンラインによる売買の場合のオンライン・オンブズマンに関するプロジェクトが行われつつある。消費者団体の援助・促進に関して、消費者団体の上部組織の援助、標準化における消費者利益の反映が行われている。

「消費者団体をEU 政策に適切にかかわらせること」に関する分野では、製造物と設備の安全性に関する法律に関連する消費者団体の委員会への参加、借金助言団体の援助等が実行されている。

消費者政策の質を改善する行動計画に関して、消費者政策と食品政策に関する科学的助言委員会の設置、消費者政策の原理に関する政治・産業界との討論セミナーの開催、物品とサービスに関する試験の援助が行われている。知識に基づく政策については、家庭の多重債務に関する統

計調査が行われる予定である。

これらの内容から、同一の目標の下でも、構成国における具体的な措置は多様なものであることが理解できる。

2. 22 「消費者政策2004－2007」のための行動に関する財政枠組みの決定⁽¹⁴⁾

「消費者政策2004－2007」のための行動に関する財政枠組みの決定は2003年1月に提案されて、同年12月に採択された。

「消費者政策2004－2007」のための行動に関する財政枠組みの決定の第1条は、当該決定の範囲を定める。当該決定は消費者の利益を保護し、情報・教育・組織に対する消費者の権利を促進するために構成国によって行われる行動を補充するものと位置づけられている。

第2条は行動の領域で、サービスと食品でない物に関する消費者の健康と安全の保護、消費者の経済利益の保護、消費者に対する情報提供と教育の促進、欧州レベルの消費者団体の促進である。

第3条は行動の目的を定めている。三つの目標が定められていて、このことは「消費者戦略2002－2006」と同じである。たとえば、高い共通のレベルの消費者保護で、共通の消費者保護ルールと慣行の確立と、消費者利益を他の政策に統一することによって行われる。次は消費者保護ルールの効果的な実施で、市場監視、行政上および執行上の協力、不満と紛争の解決に対する消費者のアクセスによって実施される。また、消費者利益に影響を与える共同体政策の発展に消費者団体を適切にかかわらせることが目標となっている。

第4条は行動のタイプで、第3条で挙げられた目的に沿った具体的な措置と行動の実行主体を明示している。

第5条は資金、第6条は財政援助、第7条は受取人、第8条は除外、第9条は第3国の参加、第10条は一貫性と相互補完性、第11条は仕事の計画、第12条は公表、第13条はモニターと評価、第14条は措置の実施、第15条は委員会、第16条は施行を定めている。

注

- (1) 拙稿「ヨーロッパ契約法原理の将来性」琉球大学法文学部『琉大法学』第68号24頁（横組み）2002年9月。
- (2) Geraint Howells/Thomas Wilhelmsson, *EC Consumer Law*, Ashgate Publishing Company, 1997.
- (3) Decision No 283/1999/EC of the European Parliament and of the Council of 25 January 1999 establishing a general framework for Community activities in favour of consumers.
- (4) Commission of the European Communities, Communication from the Commission, Consumer Policy Action Plan 1999-2001.
- (5) Commission of the European Communities, Report from the Commission, On the “Action Plan for Consumer Policy 1999-2001” and the “General Framework for Community activities in favour of consumers 1999-2003”, Brussels 23.8.2001 COM (2001) 486 final.
- (6) Commission of the European Communities, Discussion Document, Ideas for a Consumer Policy Strategy.
- (7) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Consumer policy strategy 2002-2006, (COM (2002) 208 final), (2002/C137/02).
- (8) Council Resolution of 2 December 2002 on Community consumer policy strategy 2002-2006, (2003/C11/01).
- (9) Opinion of the European Economic and Social Committee on the Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, The European Economic and Social Committee and the Committee of the Region on consumer policy strategy 2002-2006, Brussels 26 February 2003, COM (2002) 208 final.
- (10) Commission staff working paper, Review of the rolling programme of actions of the Consumer Policy Strategy 2002-2006, 15 September 2003, Brussels 27 November 2003, SEC (2003) 1387.
- (11) National activities of the UK in support of the objectives of the Consumer Policy Strategy (2002-2006), Report on the implementation of the strategy.
- (12) National measures taken by France to support the objectives of the Consumer Policy Strategy (2002-2006), Report on the implementation of the strategy.
- (13) National activities of Germany in support of the objectives of the Consumer Policy Strategy (2002-2006), Report on the implementation of the strategy.
- (14) Decision No 20/2004/EC of the European Parliament and of the Council of 8 December 2003 establishing a general Framework for financing Community actions in support of consumer policy for the years 2004-2007.

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 55 No. 1 (2004)
SUMMARY OF CONTENTS

The development of the EU private law

Mitsutaka TSUNODA*

The purpose of this paper is to write the development of the EU private law which is the law of EU member states and the law of the European union and community. For that purpose I write the history and the law system of the consumer policy and I write especially the movement in connection with the community law, the communication on European Contract Law, the discussion document on Ideas For A Consumer Policy Strategy, the communication on Consumer Policy Strategy 2002-2006, and the communication on A More Coherent European Contract Law.

I write also the principles of the European common law which many jurists have studied.

I examine the contents of the EU private law objectively and I investigate the common frame of reference of the EU contract law. This study contributes to the comparative study of the Japanese Law and the development of the Japanese Consumer Law.

* Professor, Faculty of Intellectual Property, Osaka Institute of Technology